

令和7年度 給与支払報告書の提出について

1. 提出期限 令和7年1月31日(金) (なるべく 1月中旬までに提出してください。)

2. 提出するもの

(1) 「給与支払報告書 総括表」… **別紙1** 参照

他様式を使用する場合、今回通知した **指定番号** や、特別・普通徴収の **徴収区分** を必ず記入してください。

(2) 「普通徴収該当理由書(兼仕切紙)」… **別紙2** 参照

(3) 「給与支払報告書(個人別明細書)」… 2～4ページ参照

***令和5年1月1日以降、提出枚数が2枚から1枚になりました。**

税務署への提出の有無に関わらず、市役所へは令和6年中に給与の支払があったかた全員分の提出が必要となります。

(4) 個人事業主のマイナンバーにおける本人確認書類

個人事業主本人が提出する場合

事業主の「マイナンバーカード」または「①番号確認書類+②本人確認書類」

※郵送時は写し(両面のコピー)を同封してください。

①番号確認書類

次の書類のうちいずれか1つ

- ・通知カード(緑色のもの) * 1
- ・住民票の写し(マイナンバー記載のもの)
- ・住民票記載事項証明書(マイナンバー記載のもの)

②本人確認書類

次の書類のうちいずれか1つ(主なもの)

- ・運転免許証
- ・公的医療保険の被保険者証
- ・身体障害者手帳 など

* 1 通知カードに記載された氏名・住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、番号確認書類として利用できます。

代理のかたが提出する場合

事業主の「マイナンバーカードまたは①番号確認書類」の写し+代理人の「マイナンバーカードまたは②本人確認書類」

3. 根拠法令

地方税法第317条の6に基づき提出を求めています。また、提出をしなかった場合や虚偽の記載をして提出した場合は、同法第317条の7に基づき **1年以下の懲役又は50万円以下の罰金** に処される場合があります。

エルタックス

ぜひeLTAXで給与支払報告書を提出してください!!

メリット

- 持参や郵送による提出の手間が省ける
- 給与支払報告書と源泉徴収票の一括作成・提出が可能
- 市区町村ごとの仕分け作業が不要
- 特別徴収税額決定通知書の内容を電子データ(CSV形式)で受取可能

インターネットで
簡単手続!

eLTAXに関するお問い合わせ 地方税共同機構 TEL: 0570-081459

エルタックス

検索

給与支払報告書 記入例

※記入に当たっては、「令和6年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引（以下「手引」）」（国税庁ホームページ）を参照ください。

注意点

- ◎給与支払報告書を機械等で出力する場合は印字する欄のズレがないようお願いします。
- ◎印字・記載は文字が薄くならないようお願いします。
- ◎受給者の個人番号・氏名のフリガナ・生年月日は個人を特定する上で重要です。必ず正確に記入願います。

〇〇方、〇〇アパート、〇〇寮内までくわしく記入してください。
(令和7年1月1日現在の住所を確認してください。)

この欄は記入しないでください。

受給者番号を使用するときは、25桁
まで使用できます。（カナ・英数可）

訂正分		※		※種別		※整理番号		※	
		※区分		(受給者番号)		(個人番号)		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
⑦ 支払を受ける者の住所		十和田市西十二番町6番1号 青葉荘102号		(役職名) 総務部長		氏名 (フリガナ) トワダ タロウ		太郎 十和田	
種別		支払金額		給与所得控除後の金額 (調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
給与・賞与		内 千円 円 1 4 4 0 0 0 0 0		千円 円 1 2 3 0 0 0 0 0		千円 円 5 5 9 9 9 3 0		千円 円 7 2 2 3 0 0	
1 (源泉) 控除対象配偶者の有無等 老人		配偶者(特別) 控除の額		3 控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		4 障害者の数 (本人を除く。)	
有 従有 A		千円 円 3 8 0 0 0 0		特 定 人 従人 B 内 人 従人		その他 人 従人		特 別 人 従人 C 内 人 従人	
○		2		1		1		4	
5 社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
内 千円 円 1 5 6 9 9 3 0		千円 円 1 2 0 0 0 0		千円 円 5 0 0 0 0		千円 円 2 0 5 0 0 0		9	
6		8		9					
16 (摘要)		源泉徴収時所得税減税控除済額390,000円、控除外額0円		※5人目以降の扶養親族はここに記入する。 (1)十和田 五郎 (2)十和田 六郎 (3)十和田 葉子(年少) 十和田市稲生町1-1 (株)トワダ 令和6年5月1日退職 支払金額 1,446,735円 徴収税額 43,701円 社会保険料 112,839円					
7 生命保険料の内訳		新生命保険料の金額 180,000		旧生命保険料の金額 100,000		介護医療保険料の金額 90,000		新個人年金保険料の金額 360,000	
10 住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除適用放 2		居住開始年月日(1回目) 30 平 3 月 1 日		住宅借入金等特別控除区分(1回目) 住		住宅借入金等年末残高(1回目) 11,500,000	
		住宅借入金等特別控除可能額 205,000		居住開始年月日(2回目) 03 5 月 20 日		住宅借入金等特別控除区分(2回目) 増(特)		住宅借入金等年末残高(2回目) 9,000,000	
13 (源泉) 特別控除対象配偶者		氏名 (フリガナ) トワダ ハナコ 十和田 花子		区分		配偶者の合計所得 310,000		国民年金保険料等の金額 176,460	
		個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		基礎控除の額		所得金額調整控除額 150,000		11 旧長期損害保険料の金額 19,600	
		氏名 (フリガナ) トワダ イチロウ 十和田 一郎		区分 02				12 5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号	
1 16歳未満の扶養親族		個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5		1 氏名 (フリガナ) トワダ ナツコ 十和田 夏子		区分		(1) 334567890123 (2) 445678901234	
2		個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6		2 氏名 (フリガナ) トワダ アキコ 十和田 秋子		区分		5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号	
3		個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7		3 氏名 (フリガナ) トワダ フユコ 十和田 冬子		区分		(3) 556789012345	
4		個人番号 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7 8		4 氏名 (フリガナ) トワダ フユコ 十和田 冬子		区分			
14 未成年者 外国人 死亡退職者 災害者 乙欄 本人が障害者 寡婦 ひとり親 勤労学生		中途就・退職		受給者生年月日		就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日	
		就職 退職 年 月 日		元号 年 月 日		昭和 41 1 3		15 生年月日は必ず正確に記入してください。	
支払者		個人番号又は法人番号 1 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		(右詰で記載してください。)					
		住所(居所)又は所在地 十和田市大字三本木字一本木沢1番地							
		氏名又は名称 とわだ商事株式会社							
						(電話) 0176-23-0000			

給与支払報告書 記載要領

1 (源泉)控除対象配偶者の有無等	(源泉)控除対象配偶者がいる場合は「○」を記入してください。 (源泉)控除対象配偶者が70歳以上(昭和30年1月1日以前に生まれたかた)のときは㉔欄にも「○」を必ず記入してください。
2 配偶者(特別)控除の額	配偶者控除額または配偶者特別控除額を記入してください。控除の額は、給与所得者の合計所得と、配偶者の合計所得によって異なります。(最高額380,000円)
3 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)	特 定：特定扶養親族(平成14年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれたかた)がいる場合は人数を記入してください。 老 人：老人扶養親族(70歳以上、昭和30年1月1日以前に生まれたかた)がいる場合は人数を記入してください。このうち、本人または配偶者の直系尊属で同居を常としているかたがいる場合は、その人数を㉖欄にも記入してください。 その他：一般扶養親族(平成18年1月2日から平成21年1月1日、昭和30年1月2日から平成14年1月1日までの間に生まれたかた)がいる場合は人数を記入してください。 ※16歳未満扶養親族(平成21年1月2日以後に生まれたかた)は扶養控除の対象となりません。「16歳未満扶養親族」欄に人数を記入してください。
4 障害者の数(本人を除く。)	(源泉)控除対象配偶者や同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、人数を記入してください。 特 別：特別障害者の人数を記入してください。このうち同居を常としているかたがいる場合は、その人数を㉚欄にも記入してください。 その他：特別障害者以外の障害者の人数を記入してください。
5 社会保険料等の金額	給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額を記入してください。小規模企業共済等掛金の額については内書きしてください。
6 生命保険料の控除額	最高額は120,000円です。ただし、平成23年12月31日以前に契約した保険のみの場合は最高100,000円です。必ず7「生命保険料の金額の内訳」も記入してください。
7 生命保険料の金額の内訳	① 新生命保険料の金額 } 平成24年1月1日以降に契約した保険の場合は 新個人年金保険料の金額 } 「新保険料」の欄に<u>支払金額を記入</u>してください。 ② 旧生命保険料の金額 } 平成23年12月31日以前に契約した保険の場合は 旧個人年金保険料の金額 } 「旧保険料」の欄に<u>支払金額を記入</u>してください。 ③ 介護医療保険料の金額：平成24年1月1日以降に契約した保険で、介護医療保険料がある場合は<u>支払金額を記入</u>してください。
8 地震保険料の控除額	最高額は地震保険料と旧長期損害保険料合わせて50,000円です。
9 住宅借入金等特別控除の額	年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額(以下「住借控除額」)を記載してください。 なお、<u>住借控除額が算出所得税額を超える場合は、当該欄には算出所得税額を上限に記入し、住借控除額は10の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記入してください。</u>

裏面に続く

10 住宅借入金等特別控除の額の内訳	①住宅借入金等特別：住宅借入金等特別控除の適用がある場合、控除の適用数を記入してください。適用数が3以上のときは、「摘要」欄に控除の区分、居住開始年月日、年末残高を記入してください。 ②居住開始年月日：<u>居住を開始した年月日を必ず記入してください。</u> ③住宅借入金等特別：住宅借入金等特別控除の区分を記入してください。<u>新築や増改築等については「住」と記入し、特定増改築等については「増」と記入してください。</u> ※詳細は手引7ページ⑰を参照ください。
11 配偶者の合計所得など	配偶者の合計所得：<u>配偶者の合計所得を記入してください。(収入ではありません)</u> 国民年金保険料等の金額：支払金額を記入してください。 旧長期損害保険料の金額：支払金額を記入してください。
12 基礎控除の額 所得金額調整控除額	①基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。 ②給与の収入金額が850万円を超える所得者で、所得金額調整控除の対象となるかたは金額を記入してください。(最高額150,000円)
13 控除対象扶養親族など	①(源泉・特別)控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族がいる場合は、対象となるかたの氏名、フリガナ、マイナンバーを記入してください。 ②非居住者がいる場合は、「区分」欄に「○」または「01～04」の区分を記入してください。※詳細は手引8ページ⑳を参照ください。 ③扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の扶養親族のマイナンバーを記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を記入し、⑯「摘要」欄へ記入した扶養親族名との対応関係がわかるようにしてください。
14 未成年者から勤労学生までの各欄 中途就・退職	各欄について、該当する事項がある場合に「○」を記入してください。 中途就・退職の場合は、該当する欄に「○」を付し、その年月日を記入してください。 ※未成年者(平成19年1月3日以後に生まれたかた)
15 受給者生年月日	<u>元号を漢字で記入し、生年月日は必ず正確に記入してください。</u>
16 摘要 普通徴収とする場合は、摘要欄に普通徴収該当理由書の符号(フーA～フーフ)を必ず記入してください。 記載がない場合は原則、特別徴収対象者と判断します。	①<u>年末調整をした場合は、実際に控除した年調減税額及び年調減税額のうち年調所得税から控除しきれなかった金額等を最初に記入してください。</u> <u>例) 源泉徴収時所得税減税控除済額××円、控除外額××円(ない場合は0円)</u> ※詳細は手引き9ページ㉔を参照ください。 ②同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が(特別)障害者に該当する場合は氏名の後に「(同配)」と記入してください。例) 十和田 花子(同配) ③控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、<u>5人目以降の扶養親族の氏名</u>を記入してください。この場合、<u>氏名の前には括弧書きの数字</u>を記入し、⑬「5人目以降の控除対象扶養親族(16歳未満の扶養親族)の個人番号」欄へ記入したマイナンバーとの対応関係がわかるようにしてください。 ④前職分がある場合は、<u>前職分の給与等・社会保険料等・所得税額</u>を記入し、<u>支払金額等には合算した金額</u>を記入してください。 ⑤租税条約に基づいて源泉所得税の免除を受けるかたについては、「〇〇条約〇〇条該当」と<u>朱書き</u>してください。あわせて、<u>租税条約に関する届出書(税務署の受付印があるもの)の写しを提出してください。</u>ただし、市に提出済の場合は不要です。 ⑥専従者給与の場合は「<u>専従給与</u>」と記入してください。